

第2回「Live！横浜」クイーン軸会場公募ステージ企画制作・運営等業務委託
業 務 説 明 資 料

1 件名

第2回「Live！横浜」クイーン軸会場公募ステージ企画制作・運営等業務委託

2 事業の実施目的

Live！横浜は、横浜を「音楽のまち」としてブランディングしていくため、みなとみらい21地区を中心とした都心臨海部の音楽施設・民間イベントや音楽団体、横浜市などが一体となって創り上げる新しいスタイルのフェスティバル。

音楽を中心にダンスやスポーツ、アニメコンテンツなどの多様なジャンルを一体的に組み込み、発信力のあるイベントと連携したコンテンツや公共空間等を活用した街なか展開、そして、次世代育成・市民参加の取組などを有機的につなぎ合わせ、より多くの市民に楽しんでいただくとともに、まちのにぎわい創出や回遊促進に取り組む。

3 事業の実施内容

Live！横浜の一環として、市民が主役・主体となって横浜の街を盛り上げる、公募の音楽、ダンス・パフォーマンスステージ（以下、「本事業」という）を、クイーンズスクエア横浜クイーンズサークル、クイーンズスクエア横浜クイーンズパーク、ランドマークプラザ 1F サカタのタネ ガーデンスクエア等にて実施。

なお、本業務説明資料は受託候補者による提案検討のための参考資料であり、記載内容は現時点の想定であるため、業務内容・条件等は委託者との協議の上、変更される場合がある。

4 開催概要

(1) 日時

令和8年（2026年）4月4日（土）、5日（日）11:00～17:00（荒天中止、準備日2～3日）

(2) 会場候補

クイーンズスクエア横浜クイーンズサークル、クイーンズスクエア横浜クイーンズパーク、ランドマークプラザ 1F サカタのタネ ガーデンスクエアを含む4会場

※会場は変更になる場合があります。

(3) 出演者

公募したアーティスト、ゲストアーティスト等

(4) ジャンル

音楽、ダンス・パフォーマンス

(5) ターゲット

- ・同時期開催の民間イベントの来場者
- ・子ども・子育て世代を中心とした来街者

(6) 入場料・参加料

無料

(7) 目標値

来場者数 延べ 20,000 人以上

出演組数・出演者数 90 組・1,600 人

5 開催イメージ

市民による公募アーティストが音楽・ダンスなどのライブパフォーマンスを、クイーン軸に沿うオープンスペース 4 会場で 2 日間同時多発的に実施。ジャンルや世代を越えた多彩なステージに加え、横浜の文化や魅力、地域性を感じられる企画を展開し、まち全体を巻き込んだフェスティバルを開催する。

6 前提条件

(1) 本業務において、以下の項目は委託者が主体となって実施するものとし、受託者は必要に応じて委託者との連携・調整を行うものとする。

- ・会場の使用申請及び会場費の支払い
- ・景観調整に関する手続きおよび関係機関との協議
- ・傷害保険、賠償責任保険への加入

(2) 本事業の令和 8 年度にかかる業務は、令和 8 年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件であり、予算の議決がなされない場合は契約が成立しない。

また、令和 8 年度事業計画と予算が横浜アーツフェスティバル実行委員会において承認されることも停止条件とする案件のため、承認がなされないときは成立しない。

7 業務内容

本業務は、「2 事業の実施目的」「3 事業の実施内容」「4 開催概要」を踏まえ、次のとおり行うこと。

(1) 事務局の運営

ア 出演者募集や出演に関わる問合せの対応（令和 7・8 年度）

イ 問合せ用の電話回線（1 回線）、メールアドレスの確保（令和 7・8 年度）

ウ 応募および出演者による問合せ状況の委託者への共有（週 1 回）（令和 7 年度）

〈スケジュール〉

出演者募集期間：令和 7 年 11 月 4 日（火）～12 月 15 日（月）

事務局設置期間：令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 8 年 4 月 30 日（木）9:00～18:00

※土日・祝日は休業。ただし、開催日は電話対応を行うこと。

事務局員：1 名以上

(2) 出演者募集及び、出演者にかかわる業務

ア 出演者募集要項の作成（令和 7 年度）

イ 出演者募集計画の策定（令和 7 年度）

市内のみならず市外を含め、広く出演者を募り、募集及び開催についてコストに見合った効果的な発信ができる募集計画を委託者との協議の上、策定する。

- ウ 出演者募集チラシデザイン制作・印刷業務（令和7年度）
- エ 出演者募集チラシの発送、並びに出演可能性のある音楽団体やダンス団体への情報提供（令和7年度）
 - ・委託者が指定する市内の施設（約140箇所※文化観光施設、公会堂等）への募集チラシ発送も含む。
 - ・その他、首都圏内の音楽・ダンス教室（約500箇所）
- オ 出演者の応募情報管理（令和7年度）
 - ・応募方法については Web エントリーおよびメールとし、エントリーフォームは受託者が制作すること。
 - ・応募情報は適時、委託者と共有すること。
- カ 応募者との調整・連絡（令和7年度）
- キ 出演者の審査業務（令和7年度）
 - ・受託者は、委託者と協議の上、出演者を決定するための審査項目を決定すること。
 - ・受託者は、審査項目を基に応募の締切から2週間以内に出演候補者を選定し、委託者に提出すること。
 - ・出演者の決定については、出演候補者を基に、委託者が行うこととする。
 - ・出演者の演目や条件にあわせた適性会場の配置計画を策定すること。
- ク 出演契約または出演同意書作成および締結（令和7年度）
 - ・出演者の出演を担保するため出演日時等、費用負担、肖像権の使用等について明確にし、書面により、全ての出演者と契約または同意書を締結し、その書面を委託者に提出すること。
なお、書面の内容は委託者と協議のうえ、決定する。
- ケ 出演者説明会の制作・運営・進行業務（令和7年度）
 - ・会場手配、申請、会場費の負担は委託者が行うこととする。
 - ・受託者は、説明会における資料作成・メール連絡等の出演者との事前調整や、説明会当日における運営・進行を行うこと。
 - ・Web 会議システム(ZOOM 等)での参加も受け付けること。
 - ・オンラインに必要な PC や機材の手配し、Web 会議システムを運営すること。
- ケ 出演者向けのアンケート調査（令和8年度）
 - ・アンケート調査項目については委託者と協議の上、決定すること。
- コ 出演者情報の収集（令和7年度）

委託者が制作する広報物に掲載する、出演者の名称やプロフィールなどのテキスト情報やアーティスト写真を手配すること。
- (3) コンテンツ企画及び実施運営・警備計画の立案
 - ア 地域性を活かした企画（令和7年度）
 - イ 業務推進スケジュールの策定（令和7年度）
 - ・イベントの準備から開催までに必要な事項や装飾等の制作工程を含めた業務推進スケジュールを策定すること
 - ウ 会場のエリア設計・図面作成（令和7年度）

本会場において、次の内容を考慮し、エリアを設計すること。

- ・安全性の確保
- ・パフォーマンスエリア、観覧エリア及び通行動線、機材、テクニカルブース位置、出演者控室（テント）、運営拠点（テント）等の設置を計画すること。
- ・パフォーマンスエリア、観覧エリア及び音響等の設置については周辺の住宅、店舗、ホテル等を考慮した設計を行うこと
- ・各会場の特性や許可された内容、出演者及び出演団体の人数や実施内容、曲目等を踏まえた設計を行うこと。

エ 実施運営（運営、警備等）計画の立案（令和7年度）

受託者は、本業務の実施運営に必要となる業務等を整理し、実施運営計画を立案のうえ、委託者に説明を行うこと。委託者に説明の後、本計画を基に実施運営マニュアルの作成を行うこと

オ 事業実施に掛かる申請及び届出（令和7年度）

受託者は、本事業を実施するに当たり発生する、会場使用申請及び景観調整に関する手続きを除く申請業務及び届出業務を行うこと。ただし、委託者での対応や調整が必要となる業務については、委託者が対応、同行するものとする。

カ 実施運営マニュアルの作成（令和7年度）

マニュアルにおいて最低限以下の項目を盛り込むこと。

- ・開催概要
- ・業務担当者一覧、連絡系統図
- ・関係各所（警察、消防署等の緊急連絡先を含む）連絡先一覧
- ・会場レイアウト図
- ・舞台及び設備等図面
- ・実施スケジュール(セクションごと)
- ・設備等、搬入車両等の動線
- ・警備計画
- ・警備員、運営スタッフ等配置図
- ・掲示物レイアウト及び配置図
- ・緊急時（悪天候、天災等）の避難計画や対応方法
- ・負傷者発生時の措置や、救急隊や消防署との連絡手順
- ・会場備品一覧
- ・出演者、スタッフパスデザイン
- ・出演者プロフィール

(4) 運営・警備にかかる業務

ア 実施運営マニュアルに沿った人員の手配（令和8年度）

イ 各会場の設営・撤去（令和8年度）

- ・4日(土)設営、5日(日)撤去を予定

ウ 会場備品手配（テント、パイプ椅子、長机等）（令和8年度）

※会場の附帯設備を優先的に使用し、不足分を手配すること

- エ 来場者の整理整列・動線管理（令和８年度）
 - オ 出演者の控室運営（令和８年度）
 - カ 委託者が手配する関係チラシ等の配布物の折り込みおよび配布（令和８年度）
 - キ 会場の動員集計（令和８年度）
 - ク クイーンズスクエア横浜 クイーンズパークにおける夜間警備（令和８年度）
 - ケ 各ステージのプログラムボード、バナー制作（令和７年度）
 - (ア) クイーンズスクエア横浜クイーンズサークル
 - ・ ステージ背景幕（W11,000×H2,300）× 1
 - ・ プログラムボードB1 サイズA型看板× 1
 - ・ バナー（W2,000×H2,000）× 1
 - ・ 吊り看板（W5,400×H900）× 1
 - (イ) クイーンズスクエア横浜クイーンズパーク
 - ・ ステージ背景幕（W5,800×H400）× 1
 - ・ プログラムボードB1 サイズA型看板× 1
 - ・ テント用バナー（W5,400×H2,000）× 2
 - (ウ) ランドマークプラザ 1F サカタのタネ ガーデンスクエア
 - ・ プログラムボードB1 サイズA型看板× 1
 - ・ バナー（W2,000×H2,000）× 2
 - (エ) その他会場候補
 - ・ ステージ背景幕（W11,000×H2,300）× 1
 - ・ プログラムボードB1 サイズA型看板× 1
 - ・ テント用バナー（W5,400×H2,000）× 2
 - (オ) 留意事項
 - ・ プログラムボードを除くデザイン（入稿）データは委託者が手配し、受託者に提供する。
ただし、内容・構成等の詳細については、事業者決定後に委託者と協議のうえ決定するものとする。
 - ・ 実施にあたりやむを得ず変更が生じた場合は、委託者と受託者で随時協議のうえ対応方法を調整し、委託者の承諾を得た上で対応するものとする。
 - コ 司会者手配および進行台本の作成（令和７・８年度）
- (5) 舞台、音響にかかる業務
- ア 舞台進行業務（令和８年度）
 - ・ 出演者ごとのステージ演出や構成、進行タイムテーブルに基づき、舞台進行管理を行う。
出演者、関係者への事前説明・確認や、当日の集合・転換・退出等の誘導を含む。
 - ・ 会場ごとの特性を踏まえ、舞台上および舞台周辺での安全確保を徹底し、ケーブルの養生、
ステージ高低差への配慮、緊急時対応フローの整備等、事故・怪我の防止に努める。
 - イ 音響業務（令和８年度）
 - ・ 音響オペレーターの手配およびオペレーション業務

- ・ 音響機材の手配および設営・撤去
- ・ 電源確保や雨天対策、騒音対策（近隣施設への配慮）についても考慮し、事前に委託者と協議のうえ、必要な対策を講じる。

(6) 業務実施報告書の作成（令和 7・8 年度）

8 成果品の作成

- (1) 成果品は次のものとする。

実績報告書

- (2) 成果品は次の場所に納品すること。

横浜アーツフェスティバル実行委員会事務局

（横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市にぎわいスポーツ文化局内）

- (3) 本業務に係る成果品の権利は実行委員会に帰属するものとし、受託者はその成果品を自ら利用し、又は第三者に帰属させてはならない。

9 概算額

概算業務価格（上限価格）は 11,000 千円（税込）を限度とします。

※概算業務価格の見込みは令和 7 年度 5,000 千円（税込）、令和 8 年度 6,000 千円（税込）とします。

10 履行期間

契約締結日から令和 8 年 5 月 29 日（金）まで

11 履行場所

横浜アーツフェスティバル実行委員会が指定する場所

12 開催中止に伴う費用負担

台風、暴風、地震などの天災によりプログラムを終日中止と判断した場合、開催当日に係る人員及び機材手配等の費用負担について次の通りとする。

中止決定時期	委託者負担分
開催日当日・前日	該当費用の全額
開催前々日以前	該当費用の 8 割

13 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、実行委員会事務局と十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会事務局が報告等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、実行委員会が公表している又は実行委員会事務局が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。

- (3) 受託者は、本業務におけるデザインについて、商標登録等されていないオリジナルのものであること及び第三者の著作権等を侵害するものではないことを保証するものとする。万一、第三者から権利侵害の訴え等が生じたときは、受託者は自己の責任においてこれを解決するものとする。
- (4) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ実行委員会の承諾を得なければならない。
- (5) 本業務の成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、写真・イラスト等を含め、全て実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、実行委員会が 2 次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても実行委員会は責任を負わないものとする。
- (6) 受託者は、委託者と週 1 回から 2 回程度、定期的に協議を行い、業務を進めていくこと。ただし、進捗状況等を委託者及び受託者で協議し、定期的な協議の実施が難しいと判断した場合にはこれに限らない。
- (7) 案内サイン及び装飾等における制作物については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (8) 個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びにその他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講すること。
- (9) 受託者は、本委託業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本委託業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後もまた同様とする。